

# 松阪市住民自治協議会連合会

※各住民自治協議会選出の代議員は、総会における議決権を持つ。  
代議員の選出は、「総会代議員の選出細則」による。

松阪市住民自治協議会連合会

総会

代議員……89名

事務局

- ※事務局長…1名
- ※事務員……複数名

役員会

理事 11名で構成

- 会長 …… 1名
- 副会長 …… 3名
- 会計 …… 2名
- 理事 …… 5名

- ※会長及び副会長、会計は、理事の互選により選出
- ※理事（役員会）：各ブロックを構成する住民自治協議会の中から選出

監事 …… 2名

- ※監事は理事を除く、住民自治協議会長の中から選出

全体会

各協議会会長43名で構成

※各住民自治協議会会長で構成